

石巻市在宅医療・介護連携等推進会議設置要綱

(設置)

第1条 医療と介護を必要とする高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、地域における在宅医療及び在宅介護の提供に携わる者その他の関係者の連携（以下「在宅医療・介護連携」という。）並びに認知症が疑われる高齢者の早期発見及び早期診断対応に関する支援を推進するに当たり、在宅医療・介護連携等に係る意見等を聴取することを目的として、石巻市在宅医療・介護連携等推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(意見を求める事項)

第2条 会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域の医療・介護の資源の把握及び活用に関すること。
- (2) 在宅医療・介護連携に関する課題の抽出及び対応策の検討に関すること。
- (3) 在宅医療と介護の切れ目のない提供体制の構築推進に関すること。
- (4) 医療・介護関係者の情報共有の支援に関すること。
- (5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援に関すること。
- (6) 医療・介護関係者に対する研修の実施に関すること。
- (7) 地域住民への普及啓発に関すること。
- (8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携に関すること。
- (9) 認知症初期集中支援に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、在宅医療・介護連携等のために必要な事項

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる機関から推薦された者及び市職員のうちから市長が選任する者（以下「構成員」という。）15人以内で構成する。

- (1) 石巻市医師会
- (2) 桃生郡医師会
- (3) 石巻歯科医師会
- (4) 石巻薬剤師会
- (5) 宮城県訪問看護ステーション連絡協議会
- (6) 石巻市地域密着型サービス運営委員会
- (7) 石巻地域介護サービス事業者連絡協議会
- (8) 宮城県ケアマネージャー協会石巻支部
- (9) 石巻地域連携実務者ネットワーク
- (10) 宮城県東部保健福祉事務所
- (11) 石巻市立病院

2 市長は、前項各号に掲げる者のほか、必要と認める者を定員内で選任することができる。

3 構成員の選任期間は、2年とする。ただし、構成員が欠けた場合の補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(座長及び副座長)

第4条 会議に座長及び副座長を置き、構成員の互選により定める。

2 座長は、会議の進行を行う。

3 副座長は、座長を補佐し、座長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第5条 会議は、市長が必要に応じて招集する。

2 市長は、第3条第1項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康部包括ケア推進室において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。